

# 国家戦略特区ワーキンググループ提案に関するヒアリング (議事概要)

---

(開催要領)

日時 平成 25 年 9 月 16 日 (月) 10:35～11:00

場所 永田町合同庁舎 7 階 特別会議室

出席

<有識者>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授

委員 工藤 和美 シーラカンスK&H株式会社 代表取締役  
東洋大学理工学部建築学科 教授

委員 坂村 健 東京大学大学院情報学環・学際情報学府 教授

委員 原 英史 株式会社政策工房 代表取締役社長

<提案者>

新潟県、新潟市、上越市、聖籠町

<事務局>

(提案概要)

エネルギー戦略特区

---

(議事概要)

○藤原参事官 それでは、新潟県、新潟市、上越市、聖籠町共同提案で、エネルギー戦略特区のヒアリングを始めます。

御希望により、提案資料、議事録は公開という扱いにさせていただきます。

全体が20分少々でございますので、提案者から10分程度、規制制度改革部門を中心に御説明をいただきまして、その後の質疑応答とさせていただきます。

それでは、プレゼンテーションをよろしくお願いたします。

○新潟県 それでは、早速説明させていただきます。

簡単に申し上げますと、私どもの提案は、経済の中心であります太平洋側の産業の基盤でありますエネルギーのセキュリティを、日本海側から強化しようというものでございます。中でもクリーンで、かつ、シェールガス革命など言われている天然ガスに注目したものでございます。

提案の背景でございますが、今、申し上げましたようにエネルギー関連設備の多くは太平洋側に立地している。例えばLNGの受入基地、LNGの火力発電所、こういったものはいずれもこれから太平洋側で起こると言われております首都圏直下型地震なり、南海トラフの

巨大地震の災害対策地域のところに85%集中しているような状況でございます。そのうち40%が関東にあるという意味で、経済の中心であります太平洋側にエネルギーの供給基地も集中している状況でございます。

次に、東日本大震災以降、エネルギー政策というものが転換を迎えている中で、天然ガスの需要というものが非常に注目されてございます。こういったことからエネルギーの安定かつ安価な供給による産業基盤の強化が必要であろうという認識に立っているわけございまして、日本国内、世界から見れば狭いわけではございますが、ただ、日本海側は太平洋側の地震とは無関係と言われておりますので、日本国内のいろんなところから、いろんなところに送れるようにすることによって、経済基盤のエネルギーセキュリティを強化しようというものでございます。

翻って新潟県の強みを補足させていただきますと、全国有数の石油天然ガスの賦存地域です。具体的には例えば天然ガスの産出量は日本全体の70%以上が新潟県で採れます。かつ、一定の天然ガスの供給設備が既にあるということでございます。今日来ております新潟市、聖籠町、上越市には大きな港が既にあって、そこから天然ガスパイプラインが走っているということです。東日本大震災時に仙台方面に供給したのは記憶に新しいかと思えます。

また、非常に特徴的なものとして、天然ガスが採れたがゆえに枯渇ガス田という非常に天然ガスをためるには非常にいい設備というか、天然の設備があるということです。

もう一つは、エネルギー大国と言われておりますロシアと、大消費地であります東京、関東に非常に近いということでございます。

以上のような背景及び強みを踏まえまして、以下のプロジェクト内容という形で提案させていただきます。

まず1番目は、国内のいろいろなところからいろいろなところに送れるようにする。あわせて国産資源、少ない量かもしれませんが、資源を開発しようというものでございます。

1つ目は天然ガス。これはメタンハイドレードも含めます。今ちょうど資源エネルギー庁が日本海側、上越沖でメタンハイドレードの賦存量調査を行っておりますが、非常に賦存していることが確認されております。こういったものの開発を促進するということ。そして、ロシアと新潟。これを実はLNGで運ぶよりも、ガスパイプラインで運んだほうが圧倒的に安いというような簡単な試算が出ておりますので、ロシアと新潟をできることなら日本海を横断してパイプラインを整備したいというものでございます。

それだけに限らず、いろんな地域から天然ガスを受け入れられる。現時点においてもカタルなどから受け入れております。そういったことを実はもう既に各港はキャパシティがぎりぎりのところで行っておりますので、LNGの受け入れを促進、保管設備等を整備するものでございます。

②と③で新潟で受け入れた後は、本来の目的であります関東方面へ新潟からパイプラインで送るということで、広域ガスパイプラインを整備するというものでございます。

⑤といたしまして、その際に大規模に受給を調整するためには、枯渇ガス田の利用が欠かせないと思っております。陸上のタンクによる天然ガスの貯蔵と比較しますと、大体コストが4分の1から9分の1だと言われていまして、この枯渇ガス田は実は今、法整備がなされておられませんので海外産のガスは利用できない状況でございますので、これをぜひ利用したいというものでございます。

今までずっと天然ガスのことを申し上げましたが、石油に関しましても施設が太平洋側に集中していることには変わりございませんので、石油供給関連設備の整備ということも付記させていただいております。

あわせて2のところでございますが、こういった供給ラインをつくと同時に、その周囲に天然ガスの消費を拡大する。天然ガスへの転換を図るということでございまして、例えば高効率火力発電所だとか、重油が中心の工場において天然ガスシフトを図るだとか、天然ガスコジェネレーション、そして天然ガスから精製される軽油代替燃料であるDMEの普及などを書かせていただいております。

あわせて1と2を下支えする形で民間による技術開発を促進するという、大きくこの3つの構成で私どもとしては提案をさせていただいております。

さて、このプロジェクトの内容・措置内容等というスライドをご覧ください。措置内容等のところには具体的に例えば税制優遇だとか、あるいは規制緩和措置のことを記載させていただいております。

例えばLNGの受け入れの話を上げれば、輸入手続を簡素化できる事業者の数を増加させるために、輸入手続が簡素化できるAEO制度というものがありますが、これの認定要件を緩和するだとか、あるいは国内にパイプラインを整備する際には例えば都市計画法や道路法、さらには農地法の規制がございまして、こういったもの、実は電気事業だとか電気通信業だとかいうことは既に特例が認められている一方で、こういった広域ガスパイプラインには認められていないものもございまして、緩和を図っていただきたいというものを提案させていただいております。

次のページをめくっていただきますと、枯渇ガス田となってくると先ほど申し上げましたように、国産のガスのみ認められている利用でございます。ただ、圧倒的に海外産のガスが多いわけでございますので、海外産のガスも枯渇ガス田を利用できるような法整備を準備することを要望させていただいております。

あるいは、これもよく言われている話ですが、高効率ガスは火力発電所のための環境アセスメントの審査の短縮ということも書かせていただいております。

天然ガスコジェネレーションの導入促進のためには、電気事業法によって1需要地1引き込みというルールがございまして、電力会社様以外の自営線によって天然ガスコジェネレーションで発電した電気を送ることができれば、天然ガスコジェネレーションの普及につながるだろうということで書かせていただいております。

DMEでございますが、まず事業者にはヒアリングいたしますと自動車、トラックなどの用途

を考えているということでございますので、この道路運送車両法などでDME自動車の規格を創設する。これは現在ございません。また、一方でDMEを充填するようなスタンドのための技術基準というものを整備していく必要があるということで書かせていただいております。

以上、簡単ではございますが、新潟県のプロジェクト内容の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○坂村委員 これは具体的に決まっているプロジェクトがあるのですか。

○新潟県 資源エネルギー庁の審議会の資料によりますと、いくつかあるルートの中の1つということで候補として挙げられております。例えば太平洋側の北のほうから流れてくるラインというものもございまして、新潟県から。

○坂村委員 候補の1つということですね。

○新潟県 そうです。委員御指摘のように国と民間事業者と、主にガス関係事業者ですけれども、あるいは自治体が三者一体となってここにすることをある程度決めていかないと、ルートが全く定まらないような状況になっております。資源エネルギー庁としては広域ガスパイプラインの重要性というのは認識しているのですが、やはりセキュリティというところからどこのルートをやればいいんだということは、まだ定まっていない状況でございます。こういった特区の指定などを契機に、1つの議論のスタートができればいいのではないかと考えております。

○坂村委員 資源エネルギー庁が決めることに関して、特区が勝手に前提にするのは難しいですね。そちらとしては候補の1つになっているから、特区にすることによって、ここに決まったらいいなというふうにしたいという、簡単に言ってしまえばそういうことですね。

○新潟県 そのとおりでございます。

○八田座長 要するに、往々にして官庁は非常に不当なことをやるから、ここが決まるべきなのに決まっていない。だけれども、ここに圧倒的な利点があるんだ。だから特区でやってくれというのなら話はわかるのです。しかし、このケースでは役所がどこにしようかなと今、迷っているという状況なわけですね。

○坂村委員 それだと、ここにするための追い風にしたいから特区にとっていることになりますね。

○新潟県 パイプラインに関して申し上げますと、そういうことです。あとは新潟県では石油天然ガスが採れるということと、供給ルートにしても枯渇ガス田を使えるということはコスト的にも大きなメリットだと思っておりますので、不当に国が選んでいないということは、全くそれはそうではございませんけれども、大きな優位性があるものですから、特区という形で申請をさせていただいた次第でございます。

○坂村委員 そちらで独自のプロジェクトがあって、選ばれようかどうかと絶対ここはこういうことをやるんだぞという前提があって、そのときに何か弊害があるから取り除いてくれというのはこの特区の趣旨としてわかりがよいです。だから応援しようというこ

とになるのですけれども、独自に選ばれなかったとしても何かやるという意思はあるのですか。

○新潟県 そうですね。これは国と一緒にやっていかなければいけないという認識でおりますので、委員の方おっしゃるとおり、またこれと別のところで決められるものなのだとなれば、それを覆してどうのこうのという話ではないと思っています。

○工藤委員 整理すると、パイプラインに関しては決定していただかないと決められないという話でしょうけれども、枯渇ガス田の利用については制度的に認めていただけるみたいな話というのは、一般論になるのですか。それとも新潟独自ののか。その法規を変えればほかでもそうなるのですか。それとも新潟しかないのか。

○新潟県 枯渇ガス田というのは、圧倒的に新潟が多いわけでございます。

○工藤委員 どれくらいになるのですか。大体でいいです。半分ぐらいなのか、80%なのか。

○新潟県 生産量が新潟県が70%以上を占めていますので、大体それと同じような割合だとお考えいただければと思います。

パイプラインのルートをどうするかということのみならず、ここでは枯渇ガス田の利用も法整備をしていただきたいということを申し上げているわけですので、特区の指定が私どもの提案している内容をフルパッケージでしていただくのか、あるいは枯渇ガス田の利用というものはいずれにせよいいということであれば、それだけの特区にするのか、そこは要検討かなと思っています。

○八田座長 枯渇ガス田は、規制改革のほうにも要望されているのですか。

○新潟県 規制改革ということではございませんが、知事から再三にわたって国に対して要望という形では行っております。

○八田座長 では、規制改革のほうにも要望されてはどうでしょうか。もともと技術的に国内産のガスの枯渇の場所に外国のものを入れても問題ないというならば、全国でやればいいことのように思うのです。

○新潟県 そうですね。全国で適用されて、結果として新潟が圧倒的な量であるということだと認識しています。

○八田座長 それこそ規制改革でやるべきことではないかと思っています。

○工藤委員 特区に指定する弾みみたいなものというのは、先ほど坂村委員がおっしゃったようなことになるのか、それ以外にもっとあれば、包括的に特区ということでのメリットがあれば、それを教えていただきたいです。

○新潟県 基本的にはエネルギーの受け入れ、国内への供給ポイントということで特区として要望しておりますので、供給ラインを新潟にということでも要望しておりますので、その指定以外に何か弾みをとすることは。

○工藤委員 それが重要ということですね。

○新潟県 はい。

○八田座長 それでは、どうもお忙しいところありがとうございました。